



事業者の皆様へ

事業系ごみの減量とリサイクルについて

事業者はごみの減量に努めなければなりません

事業者は、ごみの減量に努めることが義務付けられています。まずは、ごみを出さないこと、排出するごみを減らすこと、次にリユース、リサイクルすることはもちろん、自社製品が廃棄された際に適正な処理が困難になることがないように工夫することも求められています。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項)

ごみを減らすためにRで始まる3つの取組

まずは

Reduce
リデュース

本当に必要なものだけを購入する。
使うことでごみを極力出さない。

次に

Reuse
リユース

繰り返し使用する。

そして

Recycle
リサイクル

資源として再利用する。

DX化の推進など



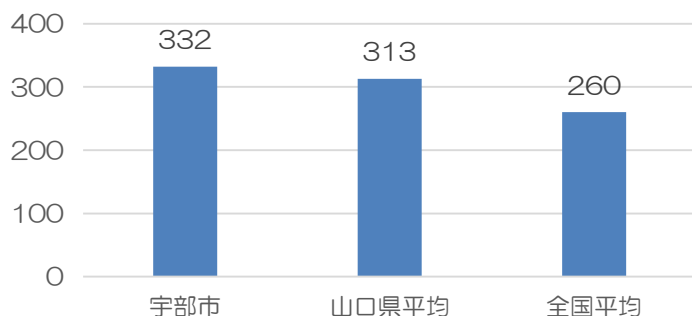
3Rの取組後、どうしてもごみになってしまうものは、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、それぞれ適正な方法で処理してください

宇部市の事業系ごみの現状について

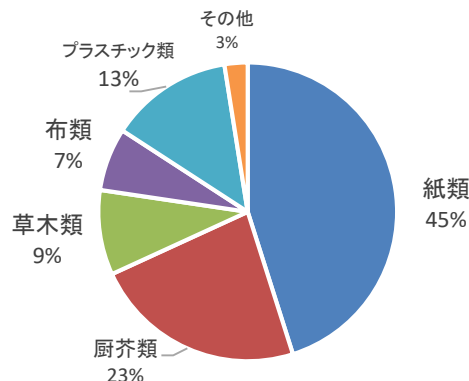
宇部市の事業系ごみ排出量は全国平均・山口平均に比べて多く、さらなる減量とリサイクルが求められています。事業者の皆様には、燃やせるごみの70%を占める紙類と厨芥類の減量及びリサイクルをぜひお願いします。

令和4年度

1人1日あたりの事業系ごみ排出量 (g)



令和5年度燃やせるごみの内訳

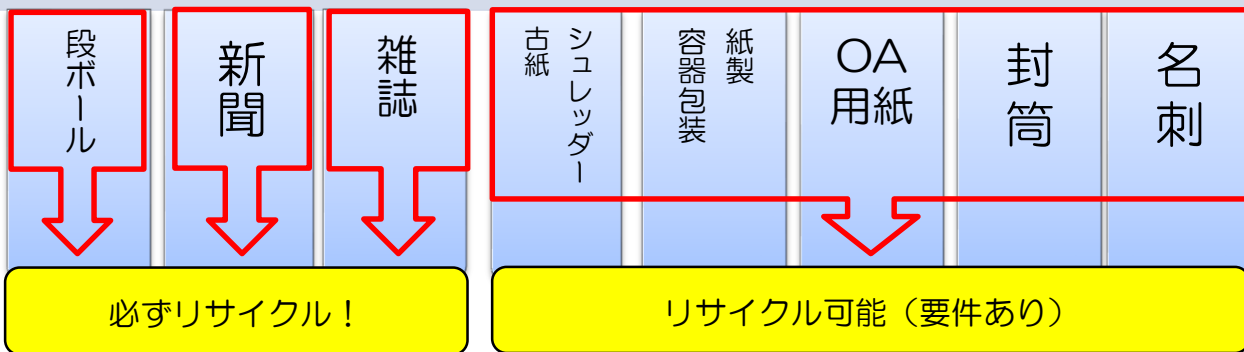


再生可能な紙類は宇部市焼却場へ搬入しないでください

宇部市のごみの総排出量のうち、86%が可燃ごみです。このうち、紙類が45%を占め、シュレッダー古紙やOA用紙類など、再生可能な紙ごみが大量に含まれています。（令和5年度実績）

排出事業者の皆様には、紙類の再生について、ごみの収集業者や古紙回収業者等とご相談の上、リサイクルを推進していただきますようお願いいたします。

再生可能な紙類（分別区分）



※汚れや臭いがついた紙・裏カーボン紙・感熱紙・合成紙・圧着はがき・防水加工紙・窓付き封筒などの加工された紙はリサイクルできません。

「再生可能な紙類」受入業者一覧

段ボール・新聞・雑誌・シュレッダー古紙の持ち込みが可能な事業者です。事業者によっては、紙類の種類や量により受入れできないことがあります。
必ず、事前に受入れ要件についてお問い合わせください。



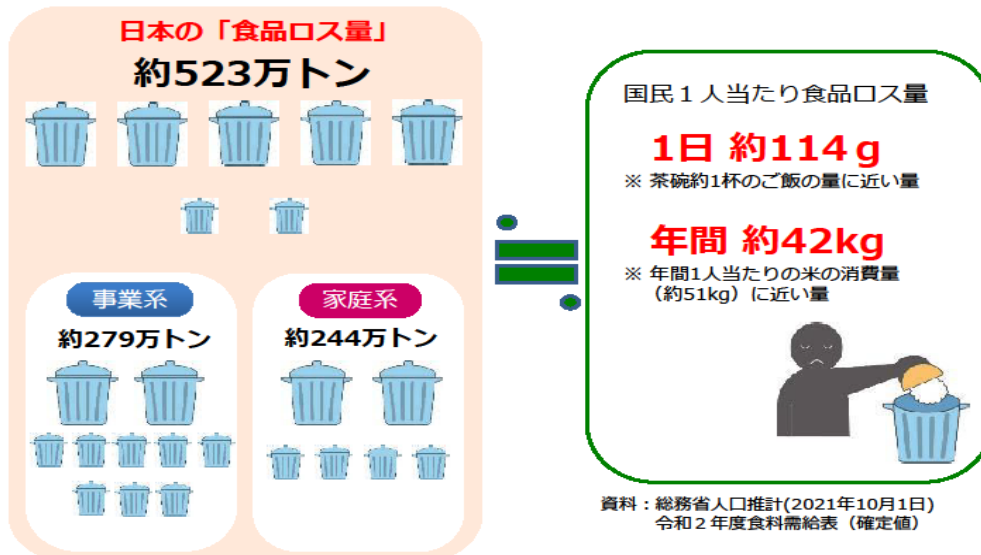
業者名	住所	電話
(株) エコル	宇部市大字川上字下面井手1066-1	34-1885
(有) 河村商会	宇部市新町10-21	21-0341
(有) 田中商店	宇部市黒石北二丁目9-43-7	41-1366
(株) 原田商店	宇部市南浜町一丁目3-8	31-3321
諸月商店	宇部市大字妻崎開作2011番地5	51-8910
山口資源(株) 宇部営業所	宇部市床波二丁目1-19 (お問い合わせは本社へ)	0835-26-6115

※50音順 令和5年4月現在の掲載協力店です。

食品ロスの削減に取り組みましょう

食品ロスとは食べられる食品でありながら廃棄されることをいいます。日本では年間523万トンもの食品ロスが発生しており、そのうち事業者からの食品ロスは**53%の279万トン**にも上ります。

日本の食品ロスの状況（令和3年度）



事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとされています。（**食品ロス削減推進法第5条**）

事業者の皆様には、下記の取組み等についてお願いします。

食品ロス削減のために取り組めること



生産者・食品メーカーの方へ ⇒ 規格外品の活用をお願いします。

- ・加工品等への利用
- ・安価での販売
- ・フードバンク活動への協力 など

フードバンクのご相談は
地域福祉課（Tel.34-8325）まで



小売店の方へ ⇒ 完売の促進をお願いします。

- ・閉店間際、期限間近商品の割引販売 ・ばら売り ・少量パック等による販売
- ・需要予測精度の向上⇒季節商品については予約制とする等、需用に応じた販売の工夫
- ・ポスター ・店内放送等による周知啓発 など



外食事業者の方へ ⇒ 完食の推奨をお願いします。

- ・ハーフサイズや小容量メニューの導入
- ・宴会でのおいしい食べきり3010運動実施の呼びかけ
- ・食べ残しについてお客様の自己責任で持ち帰り用に提供 ・特典付与 など



すべての事業者の方へ ⇒ 社員の方への啓発・リサイクルをお願いします。

- ・食品ロスに関心を持ち、その実態を知って自分にできることを考える
- ・消費期限と賞味期限を正しく理解し、まだ食べられる食品を捨てない
- ・災害備蓄食料品などの適正在庫管理⇒消費期限のきれる前にフードバンクの活用
- ・回収業者による食品廃棄物の再利用 など

ごみの種類・量を把握し、減量しましょう！

事業者は、ごみの減量に努めることが義務付けられています。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの減量に取り組みましょう！

ごみ減量と適正処理の第一歩は、今の状況を把握することからです。まず、ごみの排出状況を知り、削減の目標を立てましょう！

ぜひ、宇部市公式ウェブサイトからダウンロードできる「事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書」を活用してください。

また、宇部市では一般廃棄物を一定以上排出する事業者等に本計画書の提出をお願いしています。（宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条及び宇部市事業系一般廃棄物の減量化等に関する要綱第7条）

提出依頼の通知があった事業者は計画書の作成及び提出をお願いします。

事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

排出品目	総排出量(A) [kg/年] A=B+C	資源化するもの			廃棄物として処理するもの			資源化率 [%] B/A×100	
		資源化量(B) [kg/年]	収集・運搬業者	処理先	処理量(C) [kg/年]	収集・運搬業者	処理先		
燃やせるごみ	①厨芥類（食品廃棄物等）	10,700	800	〇〇商会 他	食品リサイクル特他	9,900	〇〇商会	宇部市焼却場	7%
	（①内の食品ロス※）	(2000)	(500)	自己搬入	フードバンクポスト	(1500)	〇〇商会	同上	25%
	②木くず・剪定枝	500	500	自己搬入	(株)〇〇	0			100%
	③紙おむつ	200	0			200	〇〇商会	宇部市焼却場	0%
	④その他の燃やせるごみ	300	0			300	自己搬入	同上	0%
小計	11,700	1,300			10,400			11%	
紙類（資源化）	⑤OA用紙	1,700	900	〇〇商会	〇〇紙店	800	〇〇商会	宇部市焼却場	53%
	⑥シュレッダー	1,200	700	同上	同上	500	自己搬入	同上	58%
	⑦新聞	10,000	10,000	同上	同上	0			100%
	⑧雑誌	1,500	1,500	同上	同上	0			100%
	⑨段ボール	2,000	2,000	同上	同上	0			100%
	⑩紙製容器包装	0	0			0			-
	⑪その他の紙類	200	0			200	〇〇商会	宇部市焼却場	0%
小計	16,600	15,100			1,500			91%	
その他	⑫廃食油	600	600	〇〇鉱油	〇〇鉱油				100%
	⑬（ ）	0							-
小計	600	600			0			100%	
合計	28,900	17,000			11,900			59%	

計画書ダウンロード先（ウェブ番号1012423）

宇部市公式ウェブサイトトップページ＞暮らし・手続き＞ごみ・リサイクル＞ごみ・資源物の出し方＞ステーションに出せないごみ＞事業活動によって出るごみ＞事業系ごみの減量とリサイクル

事業所訪問を実施しています

多量排出事業者等を中心に市担当者が事業所を訪問し、ごみの減量、再資源化及び適正処理について、実態を確認するとともに、事業所での問題点や課題などを聞き取りながら、指導や助言を行っています。事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

事業所を対象とした「出前講座」を始めました！

事業系一般廃棄物の適正排出や減量・リサイクルするための取り組みを説明します。事業所でするごみダイエット！ぜひ、ご利用ください！（ウェブ番号1004637）



お問い合わせ 宇部市廃棄物対策課

TEL:(0836)34-8247 FAX:(0836)33-7294
E-mail:haikibutsu@city.ube.yamaguchi.jp